

## 令和6年第8回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月7日(水) 午後3時00分～午後4時30分
2. 開催場所 唐津市役所 本庁4階大会議室
3. 出席委員

|           |           |            |
|-----------|-----------|------------|
| 1 番 山崎正廣  | 2 番 中山政俊  | 3 番 平田菊典   |
| 4 番 井手創一  | 5 番 大場將夫  | 6 番 山口正則   |
| 7 番 白津知範  | 8 番 石川利恵  | 10 番 古賀由紹  |
| 11 番 宮崎太享 | 12 番 山添 明 | 13 番 袈裟丸一彦 |
| 14 番 河上和則 | 15 番 宮崎隆広 | 16 番 能隅良子  |
| 17 番 吉田 哲 | 18 番 堤 正廣 | 19 番 阿部 太  |
4. 欠席委員  
9 番 曲淵俊之
5. 議事日程
  - ・議事録署名委員の指名
  - ・議案第37号  
農地法第5条の規定による許可申請について
  - ・議案第38号  
農地法第4条の規定による許可申請について
  - ・議案第39号  
農地法第3条の規定による許可申請について
  - ・議案第40号  
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
  - ・議案第41号  
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について
6. 農業委員会事務局職員

|        |       |
|--------|-------|
| 事務局長   | 平田 俊夫 |
| 農地係長   | 中田 賢治 |
| 農地係主査  | 橋本 賢明 |
| 農地係副主査 | 槻木 昇平 |
| 振興係長   | 檜田 敏史 |
| 振興係職員  | 池部 克  |
| 振興係職員  | 山下 綾菜 |

|         |       |
|---------|-------|
| 浜玉分室職員  | 小楠 裕美 |
| 巖木分室職員  | 永目 功  |
| 相知分室職員  | 徳島 千恵 |
| 北波多分室職員 | 吉田 幸司 |
| 肥前分室職員  | 水田 逸誠 |
| 七山分室職員  | 溝上 俊明 |

## 7. 審議の内容

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局長           | 定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に議席番号9番曲淵俊之委員から会長宛てに欠席届が提出されておりますので報告いたします。本日の出席委員は18名でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長の挨拶からお願いいたします。                                                                                                                                                                |
| 山崎正廣会長<br>(議長) | (会長挨拶)<br><br>それではただいまより令和6年第8回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の議事録署名人に、議席番号14番河上和則委員、議席番号15番宮崎隆広委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。                                                                                                                                                                                                              |
| 事務局長           | それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第37号農地法第5条の規定による許可申請について3件、議案第38号農地法第4条の規定による許可申請について2件、議案第39号農地法第3条の規定による許可申請について11件、議案第40号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について12件、議案第41号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の決定について34件、計62件でございます。以上ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。なお個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。また農地転用の案件で、立地基準と許可基準は、 |

農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご覧いただきたいと思います。

議長      ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第37号から第41号までの議案62件であります。なお傍聴の方は、自分の関係分が済めば、随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをいたしておきます。これより審議を行います。議案集1ページ、議案第37号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長      はい。議案書の1ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は774平方メートルです。現況は庭地等になっております。目的は一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、

最大40センチの切土を施して整地し、東、西側にはコンクリートブロックを新設し、南側は既存分を利用して、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設排水設備を介して東側の既存側溝へ流し、汚水も新設する排水設備を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。4日の日に現地調査をいたしまして、周りは一応畑となっておりますけれども、現在は作られておりません。何も問題はなかろうということでございます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 1 ページ、整理番号 2 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 2 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 2 筆、面積は合計で 8, 6 1 5 平方メートルのうち 4, 5 5 1. 3 6 平方メートルです。現況は、雑種地となっております。目的は資材置場、一時転用です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 4 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用について令和 3 年 9 月 1 日付で一時転用の許可を受けていましたが、造成工事完了後に付帯工事の依頼を受け、更に復元工事期間も必要ため、令和 9 年 8 月 3 1 日まで規模を縮小して同様に真砂土、岩石等の資材仮置場に利用されるものです。

行政関係の手続きについては今回特にありません。隣接農地等への影響ですが、前回の許可におきまして盛土整地は完了しておりまして、現状のまま利用し、西側道路より出入り口とする計画です。排水について、雨水のみで、自然地下浸透させる計画です。なお、越流分は西側既存ため池に流入しており、周辺農地に営農上の支障はあっていません。なお、

|        |                                                                                                                          |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | ため池の所有者から排水承諾は得られております。                                                                                                  |
|        | 隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。                                                                                   |
|        | 立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項 1 番に該当します。許可の基準は 2 番となっております。                                                                      |
|        | 整理番号 2 番について説明を終わります。                                                                                                    |
| 議長     | 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。                                                                                              |
| 宮崎太享委員 | 1 1 番宮崎です。8 月 4 日、中部調査会のほうで確認したところ、まだ残り工事や農地への復元などが残っているので、しかたなしということで中部調査会のほうでは確認をしています。皆さんの審議をよろしくお願いします。              |
| 議長     | ほかに質疑や異議はございませんか。(古賀委員「はい。」)<br>はい。古賀委員。                                                                                 |
| 古賀由紹委員 | すみません。確認でございます。先ほどの事務局からの説明の中で、許可基準の話ですけれども、農用地区域内の農地で許可の基準は 2 番だと聞こえたのですけれども、私としては 3 番じゃないかと思ったのですが、いかがでしょうか。申し訳ございません。 |
| 農地係長   | はい。失礼しました。仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため行うもので 3 年以内ということになっておりますので、3 番が正解です。すみません。訂正させていただきます。よろしくお願いします。                      |
| 議長     | よろしいでしょうか。はい。ほかに質疑や異議はございま                                                                                               |

せんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 1 ページ、整理番号 3 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 3 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 4 6 9 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 7 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は借入金および自己資金で、金融機関の融資事前審査結果通知書および預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状の



まま利用し、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は雨水桝および埋設排水管を介して北側道路の既存側溝へ流し、汚水も新設排水設備を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎太享委員 11番宮崎です。8月4日、中部調査会のほうで確認をしたところ、何年も畑を作ってある感じをしなかったのも、やむなしかなということで中部調査会のほうでは見ております。皆様の審議をお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集2ページ、議案第38号農地法第4条の

規定による許可申請について整理番号１番を議題とします。

それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の２ページ、整理番号１番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田２筆、面積は合計で１，４４８平方メートルです。現況は、水田になっております。目的は、共同住宅です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の１０ページから１２ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は借入金および自己資金で、金融機関の融資照明および預金残高証明書が添付されています。転用については、令和６年１０月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、開発等協議、法定外公共物（水路改築申請）、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大６６センチの盛土を施し、整地し、周囲にはコンクリートブロックおよびメッシュフェンスを新設し、西側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は雨水枡など敷地内に新設する排水設備を介して南側の水路へ流し、汚水も新設の排水設備を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、区長および土木委員長から異議なしの意

|       |                                                                                                                                        |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 見書が添付されています。                                                                                                                           |
|       | 立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。                                                                                                            |
|       | 許可の基準は1番となっております。                                                                                                                      |
|       | 整理番号1番について説明を終わります。                                                                                                                    |
| 議長    | 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。                                                                                                            |
| 吉田哲委員 | 17番吉田です。ここも4日の日に現地調査をいたしまして、周りは全部住宅地、雑種地というような所でして、何も問題ないだろうということでございました。皆さんのご審議をよろしくお願いします。                                           |
| 議長    | ほかに質疑や異議はございませんか。                                                                                                                      |
|       | (異議なしの声あり)                                                                                                                             |
|       | 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。                                                                      |
|       | (挙手全員)                                                                                                                                 |
|       | ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集2ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。                                                               |
| 農地係長  | はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は1,785平方メートルです。現況は、山林となっております。目的は、植林です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地 |

の位置および隣接地の地目等については、資料図の13ページから15ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可が必要なことを知らずに平成元年頃スギを植林して山林として利用されており、これについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについては今回特にありません。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。なお、下流の土地所有者より越流分の雨水に対しての排水承諾書が提出されています。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長

地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

河上和則委員

14番河上です。本来今日欠席の曲淵さんが説明をするはずですが、欠席ということで代わって私が説明します。現地調査としては7月31日午前9時から行ないまして、現況山林になって、もう伐採をしてもいいぐらいに大きくなっているということでしたので、報告いたします。以上です。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 3 ページ、議案第 39 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番から議案集 5 ページ、整理番号 11 番までを議題とします。この 11 件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。説明させていただきます。議案書 3 ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件のみで、合計で 11 件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書 1 ページから 6 ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 6 ページ、議案第 40 号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について

(所有権)、整理番号 1 番から 3 番を議題とします。この 3 件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

説明をいたします。作成要請は、農業委員会が土地所有者や担い手の耕作者からの申請を受け付けたものになります。利用関係の調整を行いまして、所有権移転や利用権設定を反映させた農用地利用集積計画を定めるように市に対して要請を行います。作成要請の議案、所有権分の整理番号 1 番から 3 番まで 3 件につきまして、対象農地、所有権の移転を受ける者の住所、氏名、利用目的、所有権移転の時期と対価等については、議案書に記載のとおりです。こちら農業委員会があっせんした案件で、買受者が見つかりましたので、農地移動適正化あっせん事業の農地売買の手続きに入るものとなります。集積計画の内容は、農用地のすべてを効率的に利用し

て耕作を行うと認められることなど、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

**【議案確認】**

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集7ページ、議案第40号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について

(利用権) 整理番号1番から議案集9ページの整理番号9番を議題とします。この9件につきましては一括審議としたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 はい。作成要請の利用権分について説明をいたします。対象農地、利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用目的、利用権の種類と期間、借賃等については、議案書に記載のとおりとなります。面積は合計しますと54,260平方メー

トルとなります。集積計画の内容は、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められることなど、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集10ページ、議案第41号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の決定について(利用権)(集積計画一括方式)整理番号1番から議案集21ページの整理番号34番までを議題とします。この34件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

説明いたします。農業委員会から市へ行う作成要請に対しまして、集積計画の決定は、市が農地中間管理機構の依頼などにより農用地利用集積計画を定めようとするにあたって、



市から農業委員会に意見を聞かれているものでございます。

決定の議案、今回は利用権分のみです。集積計画一括方式となっております。これは農地中間管理機構を介して利用権を設定するもので、予め出し手と受け手のマッチングが整っているものについては、県による配分計画を必要とせず、市の集積計画のみで権利を設定することができるというものです。

対象農地、利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用目的、利用権の種類と期間、借賃等については、議案書に記載のとおりですが、整理番号2番から31番までを受ける農事組合法人につきましては、こちら議案を7月中に作成しましたので、経営面積が3,210平方メートルとなっておりますが、先月決定いただきました案件で、8月1日から利用権を開始したものがございまして、本日時点で経営面積62,705平方メートルとなっております。修正をお願いいたします。受け手は3法人となっております。先ほどの農事組合法人につきましては、ちょっとお話を聞きますと、農協の口座振込手数料が来年から値上げされることもございまして、口座振込手数料が不要となる中間管理機構への移行を決められたとも伺いました。整理番号32番から34番までの法人につきましては、今回法人としての経営を始められるために、農地を法人に集積されるものとなります。面積は全体で合計145,999平方メートルとなっております。集積計画の内容は、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うものと認められることなど、旧農業経営基盤強化促進法第1

8条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

**【議案確認】**

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。以上をもちまして議案第37号3件、議案第38号2件、議案第39号11件、議案第40号12件、議案第41号34件、計5議案62件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。長時間にわたっての慎重なるご審議をいただきまして、ありがとうございます。